

ニューカレドニアにおける外出規制の実施（新型コロナウイルス関連）

【ポイント】

- ニューカレドニア政府は、3月23日（月）23時59分から新型コロナウイルス対策のための新たな制限措置として厳しい外出規制を実施すると発表しました。特例的に認められている外出以外は自宅に留まるよう呼びかけられており、特例的な外出時でも証明書の所持が必要ですので、ご注意ください。
- ニューカレドニアに滞在している皆様は、ご注意くださいとともに、引き続き、新型コロナウイルスの感染予防措置の励行を心がけてください。

【本文】

1 3月23日（月）23時59分から15日間、厳格な外出規制が実施されます。例外的に認められている外出理由は以下のとおりであり、右理由により外出する場合には特例外出証明書（ATTESTATION DE DEPLACEMENT DEROGATOIRE）を携帯している必要があります。

（1）テレワークが不可能な場合の、自宅と職場との移動。なお、右理由の場合は、併せて職場を証明する書類（ATTESTATION PROFESSIONNELLE DE DEPLACEMENT）を携帯している必要があります。

（2）許可された施設における必要不可欠な買い物をするための外出。施設のリストは以下のリンク先でご確認ください。

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/>

（3）延期出来ない医療目的のための移動。

（4）親族のためにやむを得ないもの、脆弱な人々への支援、子どもの監護のための移動

（5）集団的スポーツを除く個人的な運動や、ペットのために必要な、自宅近くにおける短時間の移動。

下のリンク先から特例外出証明書及び職場を証明する書類をダウンロードしてご使用ください。

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19/Attestations-de-deplacement>

2 ニューカレドニアに滞在している皆様は、対人距離の確保（1メートル以上）、頻繁かつ綿密な手洗い、アルコール消毒液の利用、握手・ビズの回避等の感染予防措置の励行を心がけてください。

【参考となるサイト】

○ニューカレドニア政府の新型コロナウイルス特設ページ

<https://gouv.nc/actualites-et-espace-presse/info-coronavirus-covid-19>

<https://covid19.nc/>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○世界保健機関（WHO）ホームページ

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

●在フランス日本国大使館

Ambassade du Japon en France

7, avenue Hoche 75008 Paris

代表電話：01-4888-6200（海外からは+33-1-4888-6200）

Web：https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email：consul@ps.mofa.go.jp

●在シドニー日本国総領事館

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney NSW 2000Australia

代表電話（61-2）9250-1000

Fax（61-2）9252-6600

Web：https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email：japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>